

経 済 産 業 省

20240326電委第9号

令和6年3月28日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について (建議)

電力・ガス取引監視等委員会は、先般の一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案を踏まえて、小売電気事業者間の中立・公正な競争環境を確保するため、人事に関する規制について必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）及び「適正な電力取引についての指針」（令和6年1月12日最終改定）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を行う必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

経済産業大臣に対する建議事項

- 1 法第22条の3第2項各号及び法23条の2第1項各号において経済産業省令において定めるものとされている、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する者との兼職が制限される特定関係事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者の要件として、施行規則において、電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にあるものを追加すること。
- 2 適正な電力取引についての指針において、上記1と同内容の規定を加えること。